

様式第九（第十七条第一項関係）

許可番号 第 0110100002 号

汚染土壌処理業許可証

東京都千代田区内幸町二丁目1番1号
UBE三菱セメント株式会社
代表取締役 小山 誠

土壌汚染対策法第27条の3第1項の承認を受けた者であることを証する。

埼玉県知事 大野 元裕



許可の年月日	令和4年4月1日	
許可の有効期限	令和9年3月21日	
汚染土壌処理施設に係る事業場の名称	UBE 三菱セメント株式会社 横瀬工場	
汚染土壌処理施設の設置の場所	埼玉県秩父郡横瀬町大字横瀬字六番 2245 番 1 の一部 外 67 筆	
汚染土壌処理施設の種類	セメント製造施設	
汚染土壌処理施設の処理能力	47.8t/h 1,147.2t/d (47.8t/h×24 時間)	
汚染土壌処理施設において処理する汚染土壌の特定有害物質による汚染状態	受け入られる特定有害物質	カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物
	受け入られる特定有害物質の汚染状態	濃度の上限値はなしとする。
変更の内容	平成24年3月22日 新規許可（三菱マテリアル（株）） 令和4年3月22日 許可更新（三菱マテリアル（株）） 令和4年4月1日 吸収分割（三菱マテリアル（株））	

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。